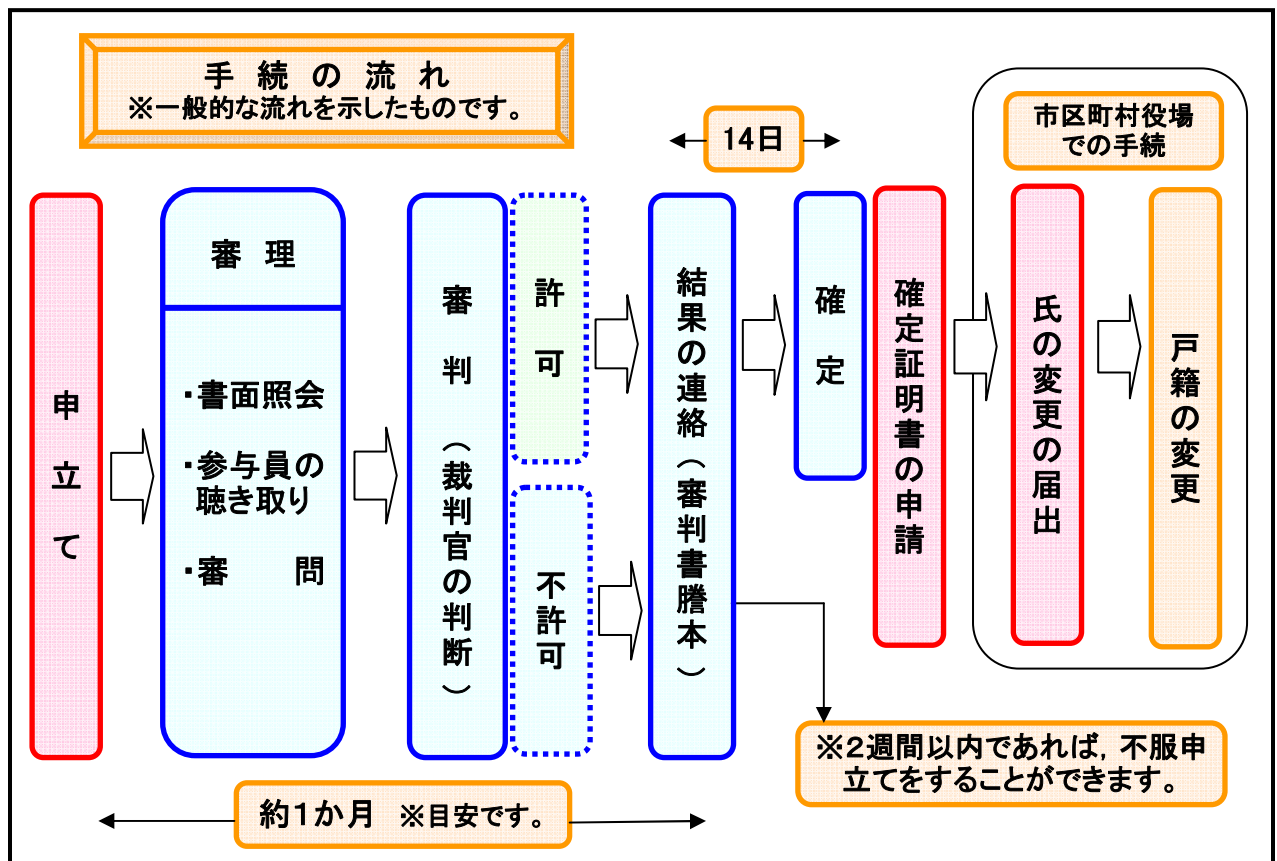


「氏の変更」の手続とは・・・

戸籍に記載された名字(名前ではありません。.)を変更したいときは、裁判所で許可を得てから、市区町村役場に氏の変更の届出をしなければなりません(戸籍法107条1項, 4項)。その裁判所の許可を得る手続が「氏の変更」と呼ばれる手続です。この手続を行いたいときは、以下の書類等を用意し、裁判所に提出してください。

申立てをする人	戸籍の筆頭者及びその配偶者 (夫婦の場合は、夫婦で申立てをします。) 父又は母が外国人である人
申立てをする裁判所	申立てをする人の住所地の裁判所
申立てに必要な費用	☐ 収入印紙 800円分 ☐ 郵便切手 1,680円分【500円2枚, 80円8枚, 20円2枚】 (夫婦での申立ての場合は、 2,720円分【500円4枚, 80円8枚, 20円4枚】)
申立てに必要な書類	☐ 申立書 1通 ☐ 申立てをする人の戸籍謄本(全部事項証明書) 1通 ☐ 氏の変更の理由を裏付ける資料 ☐ 同一戸籍内の15歳以上の人の同意書 ※ そのほかに書類の提出をお願いすることがあります。



よくあるご質問

Q1 どういった理由のときに許可になるのですか？

氏の変更が認められるためには、社会生活上、氏の変更をすることに「やむを得ない事由」があることが必要です。「やむを得ない事由」とは、氏の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいうとされています。裁判官は、申立てに「やむを得ない事由」があるかどうかを審理し、判断しますが、一般的に、姓名判断を理由とするものは認められていません。

Q2 「氏の変更の理由を裏付ける資料」とは、どのようなものですか？

婚氏続称や縁氏続称をした人が婚姻前の氏や縁組前の氏に戻ることを求める場合は、例えば、婚姻前(養子縁組前)の戸籍から現在の戸籍までの戸籍謄本であり、外国人の配偶者の氏(通称氏)への変更や外国人の父又は母の氏への変更を求める場合は、当該外国人の住民票などが考えられます。

Q3 許可になったときは、どのような手続をすればよいですか？

戸籍に記載された氏を変更するには、申立人の本籍地又は住所地の市区町村役場に届出をすることが必要になりますが、届出には、審判書謄本と確定証明書が必要になります。確定証明書を入手するためには、審判をした家庭裁判所に確定証明書の交付申請をしてください。

なお、住所地の役場で届出をする場合には、戸籍謄本などの提出を求められることが

Q4 氏の変更の届出をすると、同じ戸籍に入っている子どもの氏は、どうなりますか？

戸籍の筆頭者による氏の変更許可の申立てが認められて氏の変更の届出をすると、同じ戸籍に入っている全員の氏が変更されることになります。

Q5 今回の申立てが認められなかった場合、今後、あらためて申立てをすることはできますか？

あらためて申立てをすることはできますが、今回の事情から何ら変更がない場合は、同様の判断がされる可能性が高いと思われます。

名古屋家庭裁判所(本庁)に申立てをする場合の申立書等の提出(送付)先

〒460-0001

名古屋市中区三の丸一丁目7番1号 名古屋家庭裁判所 家事受付センター

(TEL 052-223-2830)